

「市立保育園施設更新調査」支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の公共施設等総合管理計画及び小金井市立保育園を取り巻く状況を踏まえ、提示している業務を実施するための適切な提案がなされているか等を評価する。

2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき支援内容が簡潔かつ具体的であり、分かりやすく企画・提案されているか。また、内容に工夫がみられ、かつ、実現性があるかどうかを評価する。

- (1) 本市の公共施設等総合管理計画の内容を理解したうえで、本市の公共施設ととりまく現状と課題を的確に把握しているか。
- (2) 市立保育園について、老朽化状況の把握方法が適切であり、劣化状況を踏まえた対応手法の選定方法が示されているか。
- (3) 業務を進めるに当たっての市との情報共有の方法、庁内の合意形成方法等の提案は効果的かつ適切であるか。
- (4) 市民への情報提供等、市民参画の手段が具体的に示され、また、策定過程への反映方法が明確に示されているか。
- (5) 実効性のある施設整備計画となるような、具体的な提案はあるか。

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は妥当かどうかを評価する。

4 業務実績について

保育施設等児童福祉施設の建設に関わる基本構想・基本計画の策定又は設計業務実績はあるか。特に、業務責任者及び業務担当者が、参考となる事例の受託や関連する研究において実績を有しているかを評価する。

5 業務体制について

業務の内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるか、市との役割分担が明確で市の負担軽減となる工夫が施されているかを評価する。

6 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

7 プレゼンテーション及びヒアリングについて

- (1) 企画提案内容のアピールポイントを分かりやすく所定時間内に説明しているか。

- (2) 質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。
- (3) 業務責任者等に知識・経験があるか。また、受託意欲・積極性があるか。

II 審査評価方法

審査基準に基づき、総合得点で判断する。

III 審査項目

「市立保育園施設更新調査支援委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※ 第一次審査の審査項目 3, 4, 5, 7, 10 の場合及び第二次審査の審査項目 3, 4, 5, 7, 10, 12, 13 の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合